



動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号(DC会館)
電話 (鉄電) 千葉2935・2939番
(公) 043(222)7207番
FAX 043(224)7197番

2000.11.20 No. 5227

「特修工事」で千葉支社と団交

助役がリレー交換したからMGから火花が!

この間、検修職場においては、「本社計画修繕工事」(特修工事)として、ATSPカード修繕やMGのリレー等の交換が相次いでいる。昨年度までの特修及び大修工事については、「余力活用策」の一貫として機

動検査班において対応していた。しかし、今年度に入ってから千葉支社は、特修工事を交番検査においても行なわせるなど、これまでの特修工事の在りかたを一方的に変更してきた。とくに、典型的な例を挙げれば、MGのリレー(MG一カ所について二個)交換について、助役が「二五分位でできる」と言ったものの、

交番担当者はこれまでやったこともない仕事であるため、助役に手本を見せてくれるように要請した。そして、助役がリレー交換を行なったところ結局一時間ほどかかり、しかも配線を間違えたためにMGから火花が噴き出してしまうという事態になってしまったのだ。

要員が逼迫して機動班での対応ができない

動労千葉は、こうした特修工事の在りかたについて、交番検査で行なわせる根拠、今年度における特修工事の実績、特修工事を行なう場合は要員を配置し、

十分な教育を行なうことなどを求めて、十一月二日に団体交渉を行なった。

交渉の中で千葉支社は、昨年度まで「余力活用策」として行なってきた特修工事について、本年度からは「余力活用策ではない」として回答を行なってきた。これは、検修要員の逼迫状況などからそもそも「余力活用」などできないという状況になってきていることを表している。結局、

検修要員が少なくなってしまう、機動班等で対応できなくなり、その分を交番検査で行なわせるとしているという事だ。しかし、交番検査は、各パートが順次作業を行い、最後に引き通しにより機能検査を行なうところ、全くとったこともなく、時間的に一時間を要するよ

うな作業をいきなり行なわせること自体、本来の交番検査そのものに支障を来すことになってしまふ。前記の例でも明らかのように、「一五分程度」などと言っているが実際には一時間

もかかり、挙げ句の果てに助役ですら配線を間違えてMGから火花が噴き出すというように、単に作業指示を行なえばできるというものではないのだ。こうした事態は、交番検査の中

では全く行なったことのない仕事を、教育もしないで一方的に行なわせようとするのがいかに危険であるかを如実に物語るものだ。しかし、現場では、職場の実態を無視して一方的に作業を押しつけ、現場の声を全く聞こうとしない対応が続けられている。

現場の声を踏まえて特修工事を行なう

動労千葉は、こうした事態に基づき、交番検査の中での特修工事については行なわないこと、検修職場においては交番検査の実態や担当者からの意見に踏まえて特修工事の指示を行なうように要求した。

これについて千葉支社は、「現場の声を踏まえ、現場で検討させる」との回答を行なってきた。JRのこうした一方的な作業の押し付けを許さず運転保安の確立に向け闘いぬこう。

平成12年11月2日
動労千葉申第3号(申入書)に対する回答及び見解 千葉支社

- 1 特修工事等の「余力活用策」について、「今後発生する大修・特修作業等については、機動検査班で対応していく」として昨年4月に提案されていたものが、今年5月には「今後の大修・特修及び機動検査等作業が発生した場合は、全て機動検査班等で対応していく」と変更したことについて、その理由を具体的に明らかにすること。
- 2 今年5月の提案では「全て機動検査班等で対応していく」となっているが、「全て」「等」とは何を指すのか、具体的に明らかにすること。
- 3 特修工事等を「余力活用策」として行っていることについて、現在、検修要員が逼迫している状況を踏まえれば到底「余力活用策」などを行う状況にはないと考えるが、千葉支社の考え方を明らかにすること。

新型車両の導入拡大等により、大修・特修作業の業務量を勘案し体制の見直しを図ったものである。また、機動検査班が行なう業務としては、臨検作業、本社計画修繕費工事等がある。

これまでの間、検修職場においては、新型車両の投入・機械化・システム化を推進し、効率的な業務執行体制の確立に向け努力してきたところであり、今後も、それら施策を引き続き実施していく考えである。

- 4 特修工事等を交番検査で行うにあたって、その根拠を具体的に明らかにすること。
- 6 特修工事等を交番検査の中で行わせることは、作業工程が大幅に変更になることから労働条件の変更になると考えるが、千葉支社の見解を明らかにすること。

本社計画修繕費工事については、その内容等を勘案して交番検査と合わせて行なう場合があり、その際には必要な作業指示を行なっているものである。

- 5 前年度及び今年度までに行なった特修工事等の内容等について、資料等を添えて具体的に明らかにすること。

主なものとしては、平成11年度は車両故障防止対策をメインに113系を対象にATSPの基盤取替・戸閉リンク開閉腕の改良等、平成12年度は113・183系を対象にATSPの基盤取替・MKAR1・2取替を実施しているところである。

- 7 MGのMKAR1・2交換の特修工事において、作業ミスが発生している状況に踏まえ、特修工事等のあり方を見直すこと。
- 8 特修工事等を行う場合は、要員を配置し、十分な教育を行なううえで対応すること。

交番検査で本社計画修繕費工事を実施する場合は、作業指示書により具体的な作業内容を指示するとともに、主任が作業指導を行なっているものである。

- 9 大修作業時の要員体制及び作業マニュアルを明確にすること。

- 10 検修各区における今年度の超過勤務の実績等について、資料を添えて具体的に明らかにすること。

要員については業務量等を勘案して配置しているところであり、千葉支社における車両職関係区の超過勤務実績については、他職等と比較しても同程度であり特に問題ないと考えている。